

2007年12月4日

「刑事訴訟法の一部を改正する法律案（取調べの録画・録音による可視化法案）」の提出について

民 主 党

1. 法案提出の趣旨

わが国の警察等での取調べは密室で行われるため、自白の強要などによる冤罪を生む温床となっており、最近も志布志事件や富山氷見事件などの冤罪事件が次々に明らかになっている。本年5月には国連拷問禁止委員会から日本政府に対して、警察拘禁中のすべての取調べが録画等によって監視されるべきとする厳しい意見書が出されている。また、わが国の刑事裁判では自白の任意性、調書の信頼性などがしばしば大きな争点となり、裁判長期化の原因ともなってきた。2009年の裁判員制度導入も間近に控え、裁判の迅速化を図るためにも、取調べの全過程を録画・録音する可視化制度の導入は急務と考えることから、本法案を参議院に提出した。

2. 法案概要

- (1) ビデオ等の録画・録音による取調べの可視化 取調べの際は、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてについて映像・音声を記録しなければならない。記録媒体は取調べ終了時に被疑者の面前で封印しなければならない。
- (2) 録画等のない自白の証拠能力の否認 (1)に違反して行なわれた取調べでなされた自白を内容とする供述調書等は、裁判で証拠とすることができない。
- (3) 検察官手持ち証拠リストの開示 検察官は、保管する証拠の標目を記載したリストを作成し、公判前整理手続で被告人・弁護人に開示しなければならない。
- (4) 段階的適用 取調べの可視化は、法律公布後1年6か月以内にまず死刑・無期・長期3年以上の犯罪の被疑者の取調べ（麻薬取締官や船長など特別司法警察職員の取調べは除外）について実施、同3年以内にすべての犯罪の被疑者の取調べ（特別司法警察職員の取調べも含む）について実施する。証拠リストの開示は法律公布後6か月以内に実施する。

3. これまでの経緯

- ・2003年7月 156 通常国会で衆議院に刑事訴訟法改正案（取調べ段階での弁護人立会い権）を提出。同年10月、157 臨時国会で衆議院解散により廃案。
- ・2004年3月 159 通常国会で衆議院に取調べの可視化条項を追加した刑事訴訟法改正案を再提出、同年4月法務委員会で否決。
- ・2005年5月 162 通常国会で衆議院に再提出。同年8月衆議院解散により廃案。
- ・2006年3月 164 通常国会で衆議院に再提出（現在まで継続審議）。
- ・2007年10月 志布志、富山氷見の両冤罪事件被害者からヒアリングを行い、参議院提出予定法案の内容をとりまとめ。党『次の内閣』で了承。